

諸塚村空き家改修支援事業補助金交付要綱

(令和4年4月1日要綱第9号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家を利活用し、かつ、移住や定住を促進するための諸塚村空き家改修支援事業補助金（以下、「補助金」という。）について、諸塚村補助金等交付規則（平成6年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築され、居住者がいない建物をいう。ただし、賃貸又は分譲を目的として建築された建物を除く。
- (2) 移住者 県外から生活拠点を村内に変える者又は県外から生活拠点を村内に変えて1年未満の者をいう。
- (3) 所有者 空き家に係る所有権を有し、又は当該空き家の売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、当該空き家に関するあっせん及び仲介等を目的とした業務を行う者を除く。
- (4) 村税等 市区町村税、介護保険料、保育料、村営住宅・公営住宅・特定公共賃貸住宅・山村定住住宅使用料、水道料及び下水道料をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本村に住民登録があること。若しくは、諸塚村空き家等情報バンクに物件を登録した空き家所有者。移住により諸塚村に1年以内に居住する意思のある者のいずれか。
- (2) 住宅の改修工事を行うこと。
- (3) 村税等を滞納していないこと。
- (4) 交付決定以降、5年間継続して諸塚村内に住所を有し、かつ、居住する者。
- (5) 貸家業を営んでいない者。
- (6) 過去に当事業による補助金の交付を受けていない者。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が諸塚村暴力団排除条例(平成23年条例第12号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団関係者に該当するときは、補助金の交付の対象としない。

(補助対象住宅)

第4条 補助対象住宅は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす住宅とする。

- (1) 所在地が村内であること。
- (2) 諸塚村空き家等情報バンクに登録してある物件であること。
- (3) 補助対象者が現に居住している住宅又は今後居住する住宅であること。
- (4) 合併浄化槽を設置するか若しくは設置していること。ただし、事業者の集落が下水道

事業や農業集落排水事業等の対象地域で、排水処理施設への家庭排水のつなぎ込みが確実な場合も含む。

- (5) 補助対象者が所有する住宅又は補助対象者が家屋所有者との賃貸借契約を行っている住宅であること。また、家屋所有者から改修の了解を得ている住宅であること。

(補助対象工事)

第5条 補助対象となる工事は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助金交付決定後に工事契約を締結する工事であること。ただし、特段の理由があると村長が認める場合についてはこの限りではない。
- (2) 工事費の合計額が50万円以上であること。
- (3) 村内に住所を有する個人事業主又は事業所を有する法人がすること。ただし、特段の理由があると村長が認める場合についてはこの限りではない。
- (4) 改修に使用する木材の概ね80%以上が諸塚村内を流通する木材であり、原則としてFSCの認証を受けた村内の森林から生産された木材であること。
- (5) 過去20年以内にこの要綱による補助金の交付決定を受けていない住宅の工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、対象としない。

- (1) 住宅と別棟の倉庫又は車庫の工事
- (2) 造園、門扉又は塀等の外構の工事
- (3) 家具、調度品又は家電製品の設置工事
- (4) 電話又はインターネット等の配線工事又はテレビのアンテナ等の設置工事
- (5) 浄化槽設備の工事

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事費の額に3分の2を乗じて得た額とし、200万円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事業実施者の公募)

第7条 村長は、毎年度当初に当該年度の空き家改修支援事業を公募するものとする。

2 事業実施希望者は、必要書類を添えて事業実施計画書(様式第1号)を所定の期日までに村長に提出しなければならない。

3 事業実施計画書は別に定める審査会において、審査するものとする。また、実施希望者は予算の範囲を超える場合も同様とする。

4 村長は、実施計画書を受理した場合は、すみやかに当該年度に村の補助金を交付しようとする事業について、実施希望者に通知(様式第2号)するものとする。

(交付の申請)

第8条 前条の通知を受けた者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第4号）
- (2) 入居者全員分の住民票
- (3) 工事費の内訳と工事の見積書の写し等工事内容がわかる書類
- (4) 対象工事箇所を示す図面
- (5) 対象工事個所の施工前の写真
- (6) 申請者と対象住宅の所有者が異なる場合にあっては、事業申請にあたっての所有者等の承諾書（様式第5号）の写し
- (7) その他村長が必要と認める書類

3 村長は、前項の交付申請書を先着順に受け付けるものとし、補助金の申込額が予算の範囲を超えるとときは、受付を停止することができる。

（交付の決定）

第9条 村長は、第7条の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、速やかに当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その結果を補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

3 村長は、補助の決定に当たり、補助の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（申請の事項の変更及び承認）

第10条 申請者は第8条に規定する補助金交付申請書の内容を変更または中止しようとするときは、補助金交付申請変更・中止申請書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 変更工事見積書の写し
- (2) 変更工事箇所が分かる図面
- (3) 変更工事箇所が分かる写真（変更工事着工前）

2 前項の申請は、第9条の規定により交付を決定した工事が完了するまでに行うものとする。

3 村長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助の変更の可否を決定し、空き家利活用促進支援事業変更（取り消し）決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第11条 申請者は、住宅改修工事が完了したときは、工事に係る全ての支払いが完了の日から30日以内、又は支払い完了日の年度末までに完了実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改修工事費の領収書の写し
- (2) 対象工事箇所の施工後の写真

(3) 住民票の写し（申請時に補助対象住宅に居住していない場合に限る。）

(額の確定)

第12条 村長は、前条各号の書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し必要に応じて現地調査等を行った後、適合と認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 補助金の支払いは、前条に規定のより交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、村長が必要と認めるときは概算払いできるものとする。

2 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付決定通知書の写し

(2) その他村長が必要と認める書類

(移住支援金の返還)

第14条 村長は、空き家改修支援事業補助金の支給を受けた者（以下、受給者という。）が、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、空き家改修支援事業補助金の全額又は半額の返還を請求できるものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして村長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) この要綱に違反したとき

(イ) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき

(ウ) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(エ) 補助金申請年度の3月末日までに完了実績報告の提出がなされないとき

(オ) 空き家改修支援事業補助金の申請から3年未満に諸塚村から転出した場合

(2) 半額の返還

空き家改修支援事業補助金の申請から3年以上、5年未満に諸塚村から転出した場合

2 申請者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、前項の通知書に記載のある期限内に当該補助金を村長に返還しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。